

## II 大気汚染の状況

### 1 大気汚染の概況

#### (1) 大気汚染の監視

大気汚染防止法第22条の規定により、県及び大気汚染防止法の政令市は、大気汚染の常時監視を実施し、他の市町においてもそれぞれの地域の状況に応じて監視を実施している。常時監視項目と測定局数は、次の表のとおりである。また、監視地点は、図II-1のとおりである。

表II-1-(1) 大気環境監視項目ごとの一般環境大気測定局数(※1)

監視機関 監視項目	県	政令市(※2)		その他 市町	計
		静岡市	浜松市		
二酸化硫黄	10	5	4	12	31
二酸化窒素	19	9	7	12	47
一酸化炭素	—	1	1	2	4
浮遊粒子状物質	15	9	6	13	43
微小粒子状物質	19	8	6	—	33
光化学オキシダント	19	11	9	4	43
非メタン炭化水素	6	3	3	2	14
計	88	46	36	45	215

(注) 1 表の数字は、令和2年度の中途で廃止及び設置した測定局分を含む。

2 大気汚染防止法第31条に基づく政令市である。

表II-1-(2) 大気環境監視項目ごとの自動車排出ガス測定局数(※1)

監視機関 監視項目	県	政令市(※2)		その他 市町	計
		静岡市	浜松市		
二酸化硫黄	—	1	—	—	1
二酸化窒素	3	2	3	2	10
一酸化炭素	3	2	2	2	9
浮遊粒子状物質	3	2	3	2	10
微小粒子状物質	3	1	3	—	7
光化学オキシダント	—	—	—	—	—
非メタン炭化水素	3	2	2	2	9
計	15	10	13	8	46

(注) 1 表の数字は、令和2年度の中途で廃止及び設置した測定局分を含む。

2 大気汚染防止法第31条に基づく政令市である。

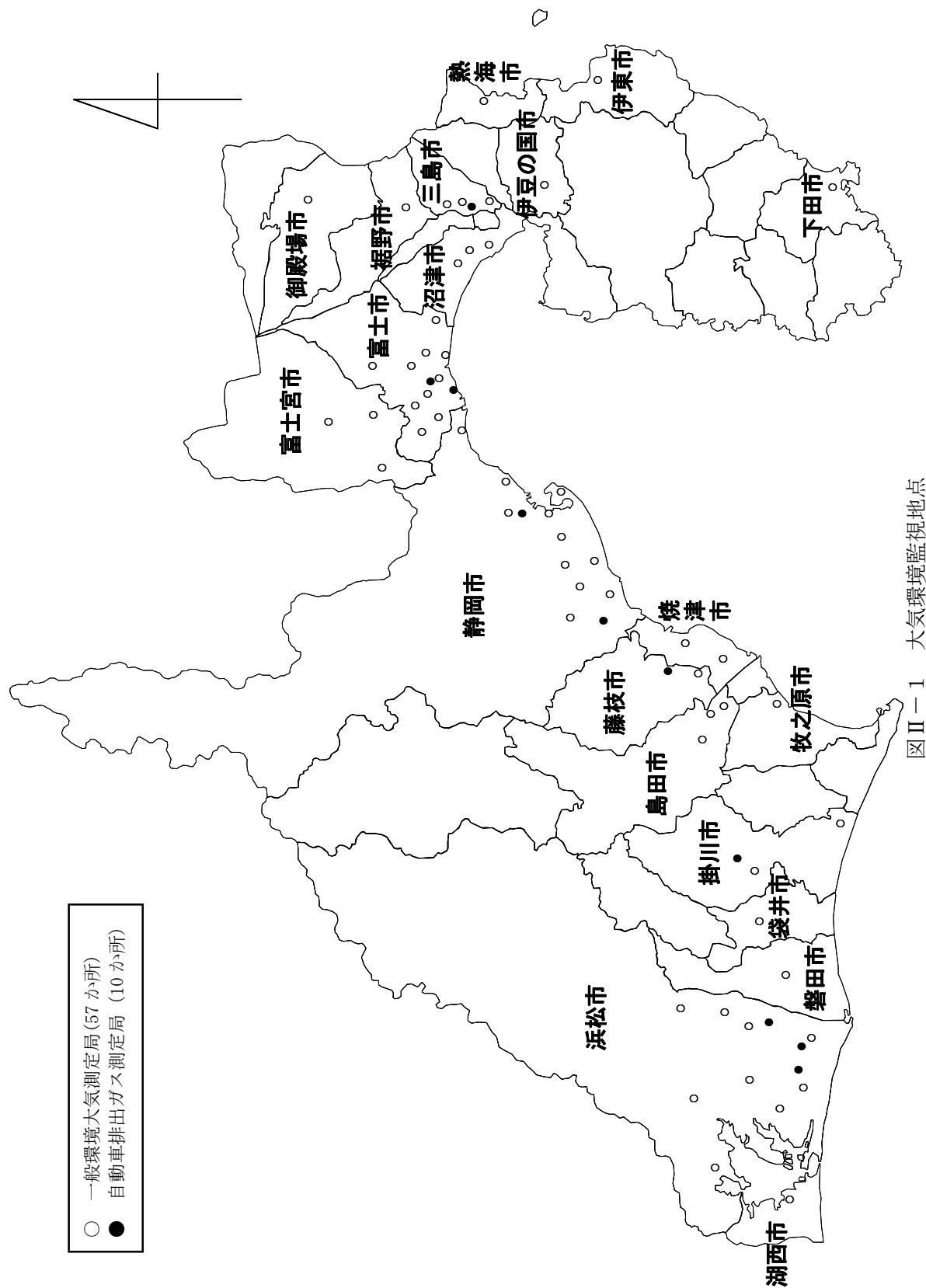


図 II-1 大気環境監視地点

## (2) 環境基準

人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質についての環境基準が表Ⅱ-2のとおり定められている。

なお、微小粒子状物質については、平成21年9月9日に環境基準が設定された。

表Ⅱ-2 大気環境に係る環境基準と評価の方法

項目	環境基準	評価の方法	
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	長期的評価	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。	短期的評価	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	長期的評価	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。(短期基準)
			1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であること。(長期基準)

(注) 1 1日平均値は、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には、評価の対象としない。

2 年間の測定時間数が6,000時間(微小粒子状物質は250日)に満たない測定局については、長期的評価において評価の対象としない。

(3) 環境基準の達成状況

一般環境大気測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

一方、光化学オキシダントについては依然として全ての測定局で環境基準を達成しなかった。

自動車排出ガス測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

大気環境に係る環境基準の達成状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については長期的評価で行い、光化学オキシダントについては短期的評価で行った。

表II－3－(1) 一般環境大気測定局における環境基準の達成状況

項目\物質名	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	微小粒子状 物質 (PM <sub>2.5</sub> )	光化学 オキシダント (Ox)
2 年 度	測定局数	31	47	4	43	33
	有効測定局数	27	43	4	39	25
	達成測定局数	27	43	4	39	25
	達成率 (%)	100	100	100	100	0
元 年 度	測定局数	33	48	4	43	32
	有効測定局数	30	45	4	41	29
	達成測定局数	30	45	4	41	29
	達成率 (%)	100	100	100	100	0

(注) 有効測定局とは、年間 6,000 時間（微小粒子状物質は 250 日）以上測定した局（光化学オキシダントを除く。）をいう。

表II－3－(2) 自動車排出ガス測定局における環境基準の達成状況

項目\物質名	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	微小粒子状 物質 (PM <sub>2.5</sub> )	光化学 オキシダント (Ox)
2 年 度	測定局数	1	10	9	10	7
	有効測定局数	1	10	9	10	7
	達成測定局数	1	10	9	10	7
	達成率 (%)	100	100	100	100	100
元 年 度	測定局数	1	10	9	10	7
	有効測定局数	1	10	9	9	7
	達成測定局数	1	10	9	9	7
	達成率 (%)	100	100	100	100	100

(注) 有効測定局とは、年間 6,000 時間（微小粒子状物質は 250 日）以上測定した局（光化学オキシダントを除く。）をいう。

## 2 汚染物質別の大気汚染の状況

### (1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄については、一般環境大気測定局 31 局（有効測定局 27 局）、自動車排出ガス測定局 1 局（有効測定局 1 局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

年平均値では、一般環境大気測定局は 0.001 ppm、自動車排出ガス測定局は 0.002 ppm で、近年においては、ほぼ横ばい状態で推移している。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図 II-2 及び表 II-4 のとおりである。

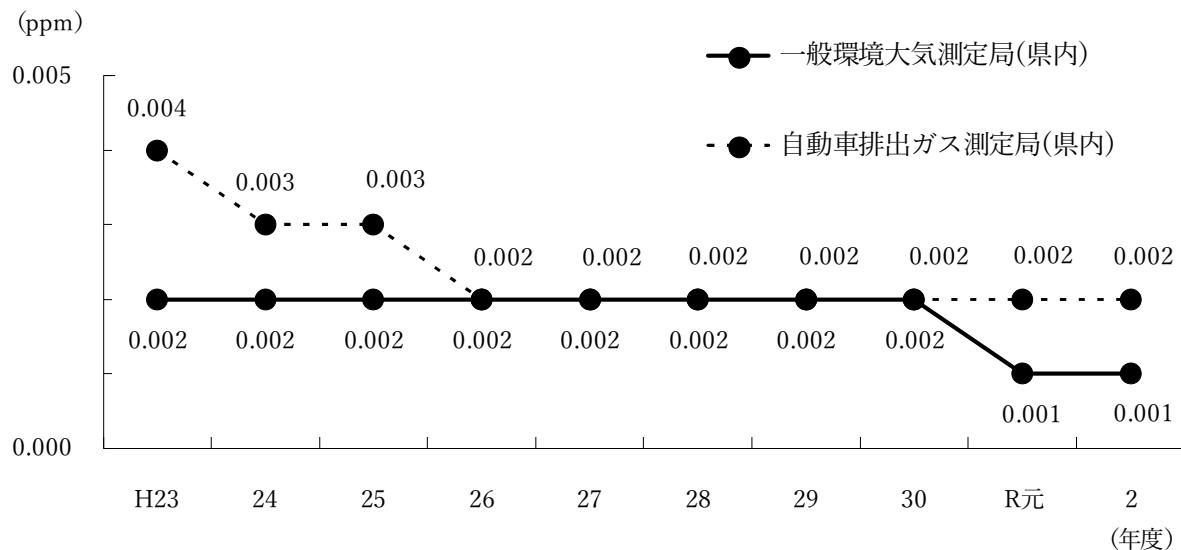


図 II-2 二酸化硫黄の経年変化（有効測定局平均）

表 II-4-(1) 二酸化硫黄の環境基準の達成状況（一般環境大気測定局）

年度 項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
有効測定局数	36	32	34	33	33	33	31	33	30	27
達成局数	36	32	34	33	33	33	31	33	30	27
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表 II-4-(2) 二酸化硫黄の環境基準の達成状況（自動車排出ガス測定局）

年度 項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
有効測定局数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
達成局数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

## (2) 二酸化窒素

二酸化窒素については、一般環境大気測定局 47 局（有効測定局 43 局）、自動車排出ガス測定局 10 局（有効測定局 10 局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

年平均値は、一般環境大気測定局は 0.007 ppm であり、また自動車排出ガス測定局は 0.011 ppm と、いずれの値とも、近年においてはわずかながら減少傾向を示している。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図 II-3 及び表 II-5 のとおりである。

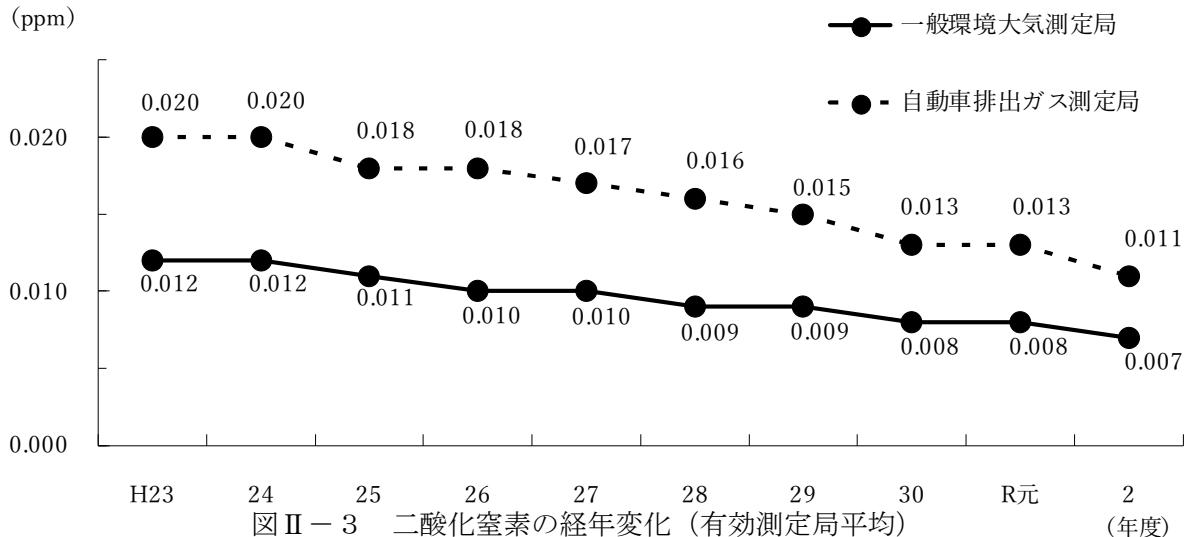


表 II-5-(1) 二酸化窒素の環境基準の達成状況（一般環境大気測定局）

項目 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
有効測定局数	49	47	49	48	48	46	47	46	45	43
達成局数	49	47	49	48	48	46	47	46	45	43
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表 II-5-(2) 二酸化窒素の環境基準の達成状況（自動車排出ガス測定局）

項目 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
有効測定局数	10	9	9	9	10	9	10	10	10	10
達成局数	10	9	9	9	10	9	10	10	10	10
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

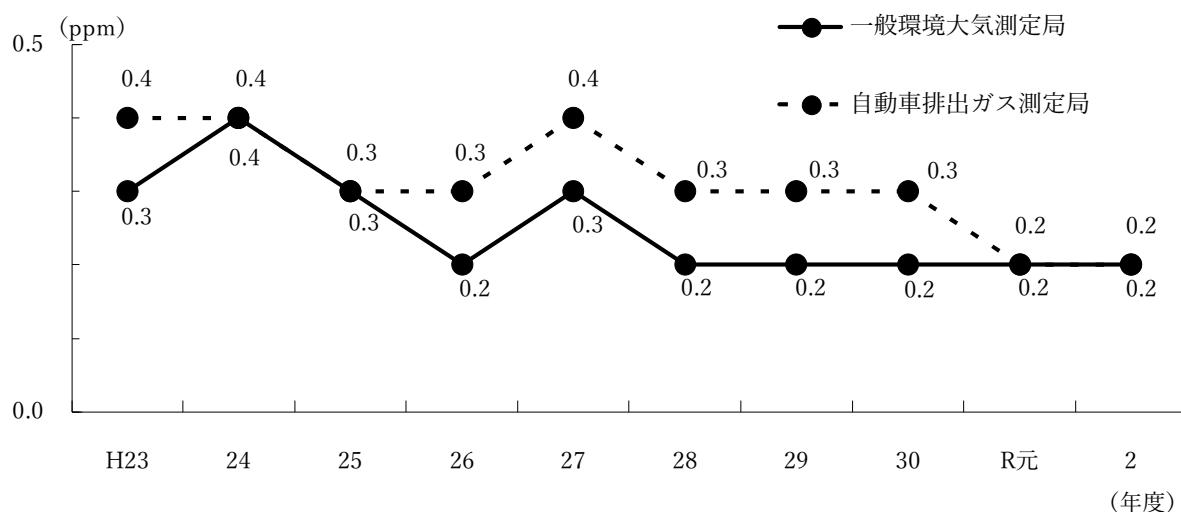
1 時間値の 1 日平均値の年間 98% 値が、0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内であった測定局はなかった。

### (3) 一酸化炭素

一酸化炭素については、一般環境大気測定局4局（有効測定局4局）、自動車排出ガス測定局9局（有効測定局9局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

年平均値では、一般環境大気測定局は0.2 ppm、自動車排出ガス測定局は0.2 ppmで近年においてはほぼ横ばい状態で推移している。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図II-4及び表II-6のとおりである。



図II-4 一酸化炭素の経年変化（有効測定局平均）

表II-6-(1) 一酸化炭素の環境基準の達成状況（一般環境大気測定局）

項目 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
有効測定局数	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4
達成局数	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表II-6-(2) 一酸化炭素の環境基準の達成状況（自動車排出ガス測定局）

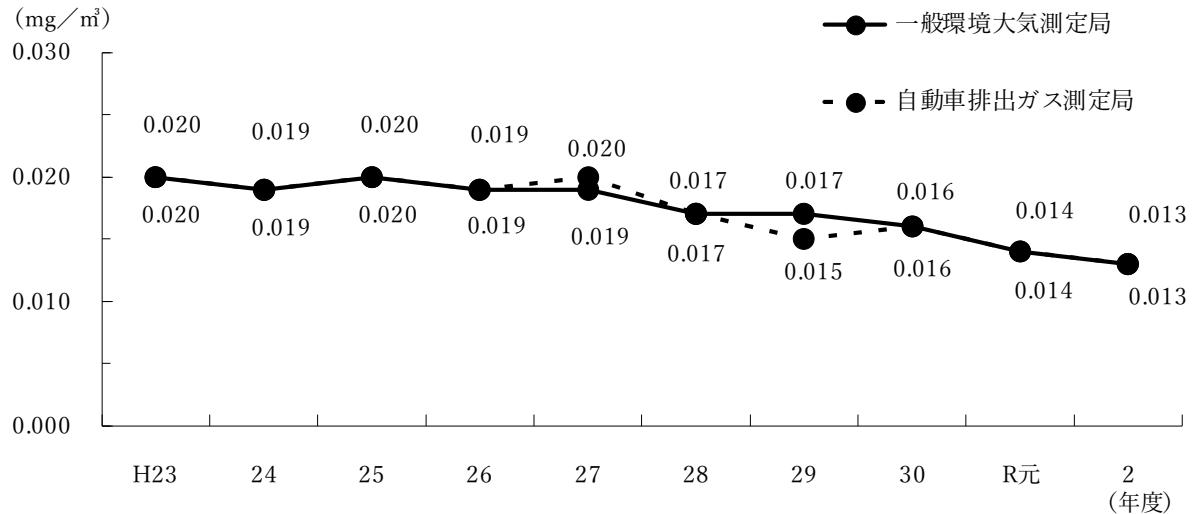
項目 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
有効測定局数	10	8	9	9	9	9	9	8	9	9
達成局数	10	8	9	9	9	9	9	8	9	9
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

#### (4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質については、一般環境大気測定局43局（有効測定局39局）、自動車排出ガス測定局10局（有効測定局10局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

年度ごとの環境基準達成率に変動はあるが、年平均値では、一般環境大気測定局は $0.013\text{ mg}/\text{m}^3$ 、自動車排出ガス測定局は $0.013\text{ mg}/\text{m}^3$ で、近年においてはわずかながら減少傾向を示している。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図II-5及び表II-7のとおりである。



図II-5 浮遊粒子状物質の経年変化 (有効測定局平均)

表II-7-(1) 浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況 (一般環境大気測定局)

項目 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
有効測定局数	47	44	44	43	41	43	42	42	41	39
達成局数	44	44	44	43	41	43	42	42	41	39
達成率 (%)	94	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表II-7-(2) 浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況 (自動車排出ガス測定局)

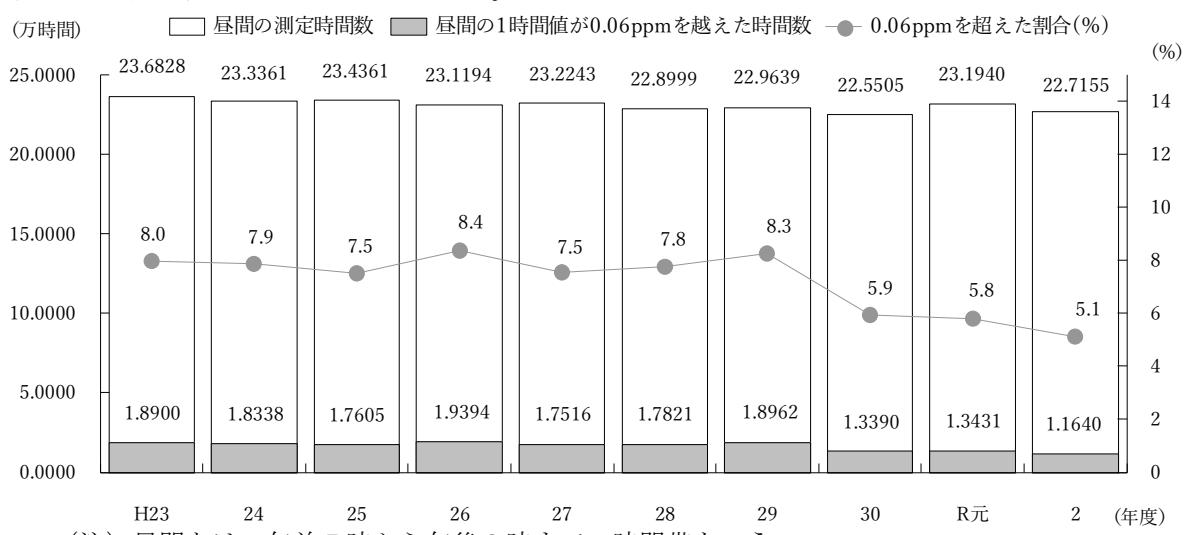
項目 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
有効測定局数	10	9	9	9	10	9	10	10	9	10
達成局数	10	9	9	9	10	9	10	10	9	10
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

## (5) 光化学オキシダント

光化学オキシダントについては、一般環境大気測定局 43 局（有効測定局 43 局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成しなかった。

昼間の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた時間の割合は、5.1% であった。

昼間の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた時間数の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図 II-6 及び表 II-8 のとおりである。



(注) 昼間とは、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯をいう。

図 II-6 昼間の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた時間数の経年変化

表 II-8 光化学オキシダントの環境基準の達成状況（一般環境大気測定局）

項目 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
有効測定局数	44	45	44	43	43	43	43	43	43	43
達成局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成率 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

光化学オキシダントの注意報（オキシダント濃度の 1 時間値が 0.12 ppm 以上の場合に状況に応じて発令）の発令延べ地区数の経年変化は、図 II-7 のとおりである。

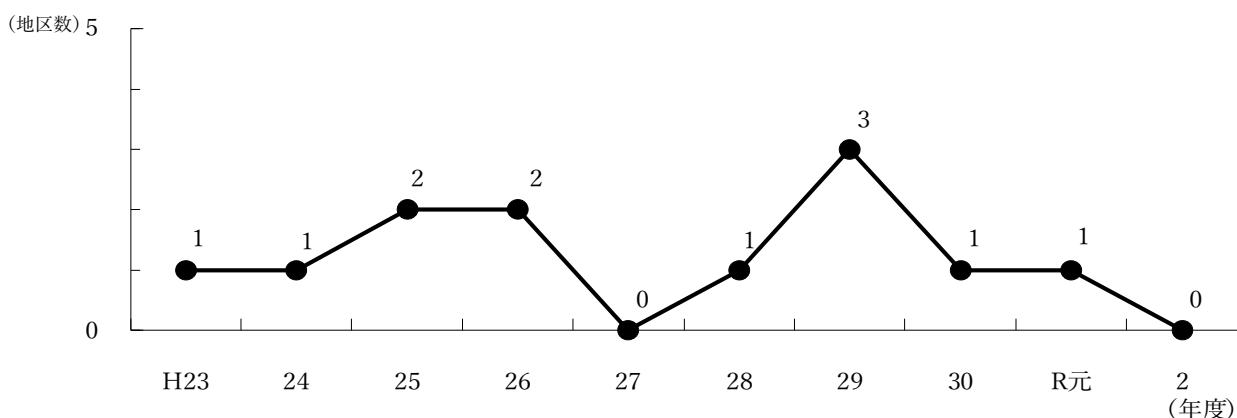


図 II-7 注意報発令の延べ地区数の経年変化

## (6) 微小粒子状物質

微小粒子状物質については、平成 21 年 9 月 9 日に新たに環境基準が設定された。

これに基づき、県内での常時監視に係る整備を進めており、令和 2 年度末までに、一般環境大気測定局 33 局、自動車排出ガス測定局 7 局で自動測定器の設置が完了し、測定を開始した。

令和 2 年度の測定結果は、一般環境大気測定局 33 局（有効測定局 25 局）、自動車排出ガス測定局 7 局（有効測定局 7 局）で測定の結果、全ての測定局で環境基準を達成した。年平均値では、一般環境大気測定局は  $8.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自動車排出ガス測定局は  $7.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$  であった。また、1 日平均値の年間 98% 値では、一般環境大気測定局は  $23.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自動車排出ガス測定局は  $21.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$  であった。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図 II-8 及び表 II-9 のとおりである。

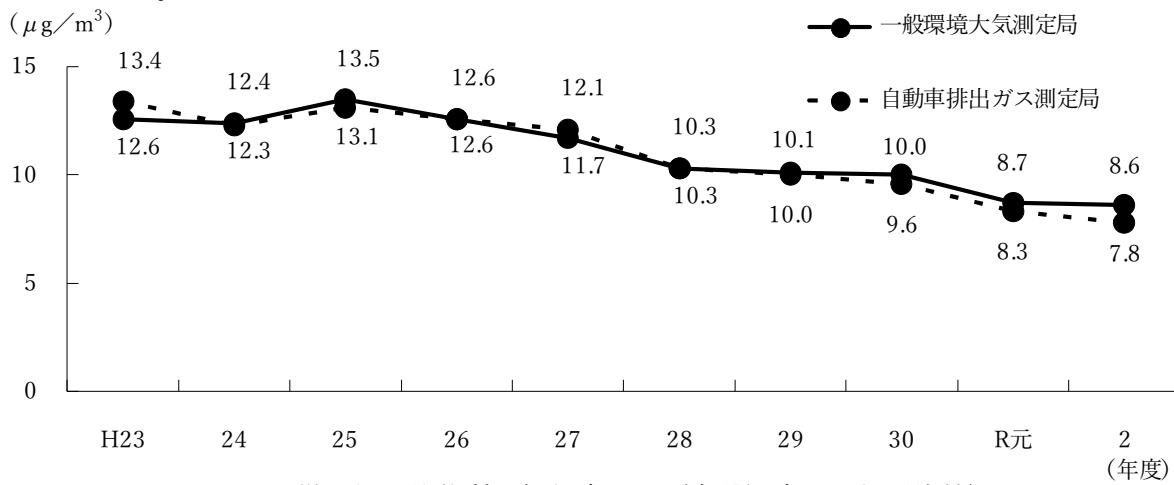


図 II-8 微小粒子状物質の経年変化 (有効測定局、年平均値)

表 II-9-(1) 微小粒子状物質の環境基準の達成状況 (一般環境大気測定局)

項目 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
有効測定局数	1	9	14	20	21	22	26	28	29	25
達成局数	1	8	5	2	21	22	26	27	29	25
達成率 (%)	100	89	36	10	100	100	100	96	100	100

表 II-9-(2) 微小粒子状物質の環境基準の達成状況 (自動車排出ガス測定局)

項目 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
有効測定局数	1	3	4	4	6	6	7	7	7	7
達成局数	1	3	2	2	6	6	7	7	7	7
達成率 (%)	100	100	50	50	100	100	100	100	100	100

## (7) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素については、一般環境大気測定局 14 局で測定した結果、有効測定局 11 局中 7 局で指針値（表 II-10-(1) の（注））を超えた日があった。また、自動車排出ガス測定局 9 局で測定した結果、有効測定局 9 局中 6 局で指針値（表 II-10-(2) の（注））を超えた日があった。

なお、非メタン炭化水素の測定結果は表 II-10 のとおりである。

表 II-10-(1) 非メタン炭化水素測定結果（一般環境大気測定局）

市名	測定局	用途地域	6~9 時の 3 時間の平均値			6~9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数とその割合(注)	
			年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)
			(0.11)	(0.19)	(0.04)	(0)	(0.0)
熱海市	熱海総合庁舎	商	(0.11)	(0.19)	(0.04)	(0)	(0.0)
沼津市	東部総合庁舎	商	0.11	0.32	0.01	1	0.3
富士市	救急医療センター	工	0.12	0.38	0.03	1	0.3
	南松野	住	0.08	0.19	0.01	0	0.0
富士宮市	市役所	住	(0.17)	(0.28)	(0.08)	(0)	(0.0)
静岡市	蒲原測定局	住	0.10	0.46	0.01	5	1.4
	清水区役所	商	0.12	0.42	0.01	8	2.2
	常磐公園	商	0.08	0.16	0.01	0	0.0
島田市	市役所	住	(0.10)	(0.29)	(0.04)	(0)	(0.0)
藤枝市	大気測定局	住	0.08	0.69	0.01	2	0.6
磐田市	市役所	住	0.14	0.82	0.05	4	1.2
浜松市	浜松中央（西部中学校）	住	0.08	0.22	0.01	0	0.0
	東南部（南陽中学校）	住	0.08	0.44	0.01	1	0.3
	北部（葵が丘小学校）	住	0.07	0.25	0.01	0	0.0

（注）括弧数字は非有効測定局

用途地域	該当する地域
商	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域のうち、「近隣商業地域」及び「商業地域」
工	同号用途地域のうち、「工業地域」
住	同号用途地域のうち、「第 1 種低層住居専用地域」、「第 2 種低層住居専用地域」、「第 1 種中高層住居専用地域」、「第 2 種中高層住居専用地域」、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」及び「準住居地域」（旧「第 1 種住居専用地域」、「第 2 種住居専用地域」及び「住居地域」）に該当する地域

（注）昭和 51 年 8 月 13 日付で、中央公害対策審議会から「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」の答申がなされ、その指針値として、光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から午前 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は 0.20ppmC ~ 0.31ppmC の範囲にあることが示された。

表II-10-(2) 非メタン炭化水素測定結果（自動車排出ガス測定局）

市名	測定局	用途地域	6~9時の3時間の平均値			6~9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合(注)	
			年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)
三島市	自排三島	住	0.10	0.44	0.01	4	1.1
富士市	自排塔の木	住	0.16	0.41	0.04	7	1.9
	自排宮島	住	0.13	0.40	0	5	1.4
静岡市	自排神明	準	0.12	0.46	0.02	5	1.4
	自排丸子	住	0.09	0.36	0.01	1	0.3
藤枝市	自排藤枝	住	0.09	0.23	0	0	0.0
掛川市	自排掛川	住	0.11	0.28	0.02	0	0.0
浜松市	R-257(伝馬町)	商	0.08	0.28	0.02	0	0.0
	R-150(相生公園)	商	0.07	0.39	0.01	2	0.5

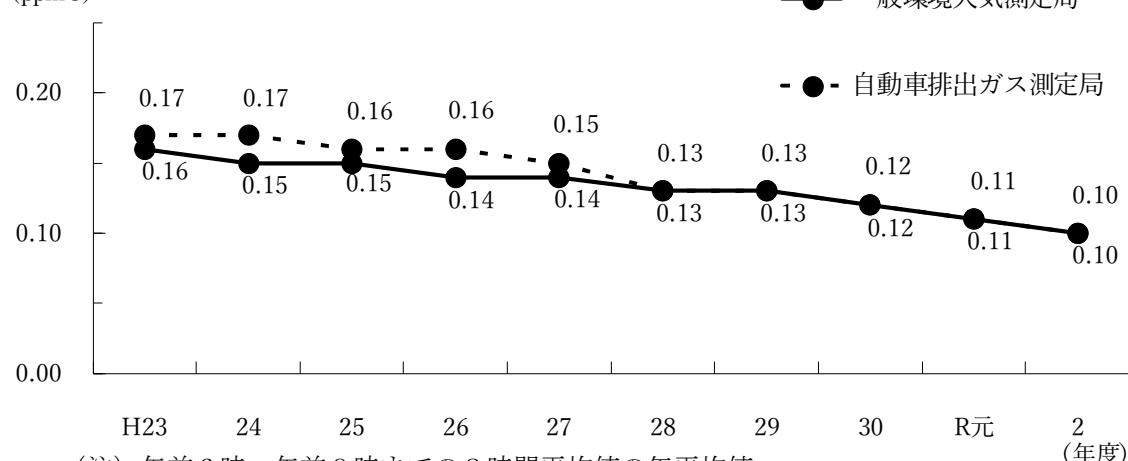
(注) 括弧数字は非有効測定局

用途地域	該当する地域
住	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」及び「準住居地域」(旧「第1種住居専用地域」、「第2種住居専用地域」及び「住居地域」)に該当する地域
準	同号用途地域のうち、「準工業地域」
商	同号用途地域のうち、「近隣商業地域」及び「商業地域」

有効測定局における午前6時から午前9時までの3時間平均値の年平均値では、一般環境大気測定局は0.10 ppmC、自動車排出ガス測定局は0.10 ppmCで、近年においてはわずかながら減少傾向を示している。

なお、年平均値の経年変化は、図II-9のとおりである。

(ppmC)



(注) 午前6時～午前9時までの3時間平均値の年平均値

図II-9 非メタン炭化水素の経年変化(有効測定局平均)

3 大気測定局測定結果  
 (1) 一般環境大気測定局

市町名	測定局	用途地域	二酸化硫黄素		二酸化窒素		一酸化炭素	
			(1日平均値 0.04ppm以下)	(1日平均値 0.04~0.06ppm以下)	(1日平均値 0.04~0.06ppm以下)	(1日平均値 10ppm以下)	年平均値(ppm)	日平均値(ppm)
下田市	市役所	商						
熱海市	熱海総合庁舎	商			0.005	0.011	○	
伊東市	市役所	住			0.005	0.011	○	
三島市	市役所	商			(0.009)	(0.015)	-	
徳倉幼稚園	住	0.003	0.005	○	0.005	0.009	○	
中郷文化プラザ	未	0.001	0.003	○	0.016	0.040	○	
東部総合庁舎	0.001	0.001	○	0.007	0.017	○		
沼津市	愛鷹中学校	未			0.009	0.019	○	
金岡小学校	住				0.009	0.021	○	
伊豆の国市	大仁北小学校	住	(0.001)	(0.001)	-	0.003	0.006	○
裾野市	市民文化センター	未	0.001	0.002	○	0.010	0.022	○
御殿場市	市役所	住	(0.002)	(0.003)	-			
富士宮市	市役所	住	0.001	0.002	○	0.008	0.015	○
	山宮小学校	未				0.005	0.011	○
	楠金公民館	未	0.001	0.001	○			

市町名	測定局	用途地域	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		長期的評価による環境基準の適合○否×	長期的評価による環境基準の適合○否×
			年平均値(ppm)	日平均値2%除外値(ppm)	年平均値(ppm)	日平均値年間98%値(ppm)	年平均値(ppm)	日平均値2%除外値(ppm)		
富士市	救急医療センター	工	0.001	0.002	○	0.014	0.023	○		
	吉原第三中学校	住	0.001	0.002	○	0.011	0.019	○		
	広見小学校	住				0.009	0.017	○		
	元吉原中学校	住	0.001	0.002	○	(0.007)	(0.014)	-		
	鷹岡小学校	住				0.010	0.017	○		
	大淵中学校	未	0.001	0.001	○	0.006	0.011	○		
	富士中学校	住	0.001	0.001	○	0.007	0.013	○		
	東小学校	未				0.010	0.019	○		
	富士川第一中学校	住	0.001	0.001	○	0.007	0.013	○		
	南松野	住				0.006	0.012	○	0.2	0.3 ○
静岡市	蒲原測定局	住	0.001	0.002	○	0.007	0.014	○	0.2	0.3 ○
	清水区役所	商	0.001	0.002	○	0.009	0.018	○		
	三保第一小学校	住	0.001	0.001	○	0.006	0.017	○		
	清水第七中学校	住								
	庵原中学校	未				0.007	0.012	○		
	興津北公園	住	0.001	0.003	○	0.007	0.012	○		
	常磐公園	商	0.001	0.002	○	0.006	0.013	○		
	千代田小学校	住				0.007	0.014	○		
	長田南中学校	住				0.006	0.015	○		
	服織小学校	住				0.005	0.010	○		
	南中学校	住								

		大気測定局	住	0.001	○	0.007	○	0.014	○	0.1	0.2	○
	市役所	住	(0.001)	(0.002)	-	(-)	(-)	-				
島田市	初倉小学校	未	0.004	0.007	○							
	六合小学校	住	0.003	0.007	○							
焼津市	焼津中学校	商				0.007	○	0.017	○			
	大井川東小学校	住	(0)	(0.001)	-	0.006	0.013	○				
牧之原市	市役所	住				0.007	0.013	○				
	市役所	住	0.001	0.007	○	0.007	0.015	○				
掛川市	大東支所	住				0.005	0.012	○				
袋井市	市役所	住										
磐田市	市役所	住	0	0.001	○	(0.008)	(0.016)	-				
	(浜松中央 (西部中学校)	住	0	0.001	○	0.005	0.011	○	0.3	0.4	○	
	(東南部 (南陽中学校)	住				0.006	0.013	○				
	(神久呂小学校)	未	0.001	0.001	○	0.004	0.010	○				
	(北部 (葵が丘小学校)	住	0	0.001	○	0.006	0.013	○				
浜松市	(東北部 (大瀬小学校)	未				0.005	0.012	○				
	(浜北 (北浜中学校)	住	0.001	0.001	○	0.004	0.009	○				
	(地域遺産センター) (三ヶ日協働センター)	住				0.006	0.013	○				
	(天竜 (天竜区役所)	住										
湖西市	市役所	未	0	0.001	○	0.006	0.016	○				

(注) 有効測定局は、年間測定時間が6,000時間以上の測定局をいう。(括弧数字は非有効測定局)  
測定局名、市町名は令和3年3月31日現在（一部、年度途中で廃止した測定局を含む。）

市町名	測定局	浮遊粒子状物質			微小粒子状物質			光化学オキシダント	
		(1日平均値 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下)		年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	(年平均値 15 μg/m <sup>3</sup> 以下)		日平均値 (35 μg/m <sup>3</sup> 以下)	(1時間値 0.06ppm 以下)	
		日平均値の2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	長期的評価による環境基準の適合○否×		年平均値 (μg/m <sup>3</sup> )	長期的評価による環境基準の適合○否×		日平均値の年間98%値 (μg/m <sup>3</sup> )	短期的評価による環境基準の適合○否×
下田市	市役所 商				8.7 ○	○	23.5 ○	○	62 0
熱海市	熱海総合庁舎 商	0.016	0.034 ○	(9.4) -	(27.0) -	-	87 1	1 ×	
伊東市	市役所 住							71 0	0 ×
三島市	市役所 商 徳倉幼稚園 住	0.021 0.010 0.012	0.042 ○ 0.028 ○ 0.025 ○					51 0	0 ×
沼津市	中郷文化プラザ 未 東部総合庁舎 商 愛鷹中学校 未 金岡小学校 住	(0.014) (0.030) 0.011 0.032 ○ 0.011 0.034 ○	- 7.9 ○ - 22.2 ○	(8.6) - (22.3) -	- (24.9) - (20.3) - 23.7 ○	105 0	0 ×		
伊豆の国市	大仁北小学校 住	(0.016) (0.051)	-					25 0	0 ×
裾野市	市民文化センター 未 市役所 住	0.010	0.030 ○	(9.0) -	(8.1) -	(24.9) - (20.3) -	60 0	0 ×	
御殿場市	市役所 住						49 0	0 ×	
富士宮市	山宮小学校 未 楠金公民館	0.014	0.036 ○				49 0	0 ×	

	救急医療センター	工	0.018	0.048	○	11.3	○	27.1	○	53	0	×	
吉原第三中学校	住	0.011	0.031	○	9.7	○	26.0	○					
広見小学校	住	0.013	0.040	○	(9.8)	-	(33.1)	-					
元吉原中学校	住	0.013	0.033	○	(11.0)	-	(32.3)	-					
鷹岡小学校	住	0.019	0.050	○					63	0	×		
大淵中学校	未	0.011	0.034	○					65	0	×		
富士中学校	住	0.012	0.035	○									
東小学校	未	0.013	0.041	○					71	0	×		
富士川第一中学校	住	0.015	0.051	○					25	0	×		
南松野	住	0.011	0.037	○									
蒲原測定局	住	0.014	0.043	○	8.5	○	25.8	○	78	0	×		
清水区役所	商	0.011	0.032	○					22	0	×		
三保第一小学校	住	0.013	0.039	○	10.1	○	26.1	○	86	0	×		
清水第七中学校	住								70	0	×		
庵原中学校	未	0.012	0.036	○	8.2	○	24.8	○	58	0	×		
興津北公園	住	0.014	0.042	○	9.6	○	27.1	○	67	0	×		
常磐公園	商	0.013	0.039	○	8.9	○	26.0	○	40	0	×		
千代田小学校	住	0.013	0.038	○	7.9	○	21.8	○	76	0	×		
長田南中学校	住	0.015	0.044	○	8.4	○	24.7	○	76	0	×		
服織小学校	住	0.009	0.033	○	8.3	○	25.0	○	63	0	×		
南中学校	住								78	0	×		
藤枝市	大気測定局	住	0.012	0.038	○	7.8	○	21.0	○	65	0	×	
島田市	市役所	住	(0.012)	(0.034)	-	8.4	○	22.8	○	3	0	×	
	初倉小学校	未											
	六合小学校	住											

市町名	測定局	浮遊粒子状物質		微小粒子状物質		光化学オキシダント	
		年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値 の2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	年平均値 (μg/m <sup>3</sup> )	長期的評価 による環境 基準の適合 ○否×	日平均値 の年間 98%値 (μg/m <sup>3</sup> )	短期的評価 による環境 基準の適合 ○否×
焼津市	焼津中学校	商	(0.010)	(0.031)	-	7.6 ○	21.8 ○
	大井川東小学校	住					53 0
牧之原市	市役所	住	0.012	0.036 ○	9.4 ○	24.0 ○	60 0
	大東支所	住	0.016	0.046 ○	(9.2) -	(19.8) -	37 0
掛川市	市役所	住	0.012	0.031 ○	8.1 ○	22.4 ○	82 0
	市役所	住					18 0
袋井市	浜松中央 (西部中学校)	住	0.012	0.028 ○	8.6 ○	23.1 ○	47 0
	東南部 (南陽中学校)	住	0.012	0.029 ○	8.5 ○	21.5 ○	59 0
磐田市	西部 (神久呂小学校)	未	0.013	0.040 ○	7.9 ○	19.9 ○	75 0
	北部 (葵が丘小学校)	住	0.011	0.029 ○	7.4 ○	22.1 ○	51 0
浜松市	東北部 (大瀬小学校)	未					62 0
	(北浜中学校)	住	0.012	0.031 ○	9.0 ○	24.4 ○	74 0
	(地域遺産センター) (三ヶ日協働センター)	住					0 ×
	(天竜区役所)	住	0.009	0.022 ○	5.6 ○	18.8 ○	90 0
湖西市	市役所	未	0.014	0.036 ○	11.1 ○	30.2 ○	72 0
							37 0
							65 0

(注) 有効測定局は、年間測定時間が6,000時間(微小粒子状物質は250日)以上上の測定局(光化学オキシダントを除く。)をいう。(括弧数字は非有効測定局)

測定局名、市町名は令和3年3月31日現在(一部、年度途中で廃止した測定局を含む。)

## (2) 自動車排出ガス測定局

市町名	測定局	用途地域	二酸化硫黄素 (1日平均値0.04ppm以下)			二酸化窒素 (1日平均値0.04~0.06ppm以下)			一酸化炭素 (1日平均値10ppm以下)		
			年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	長期的評価 による環境 基準の適合 適○否×	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	长期的評価 による環境 基準の適合 適○否×	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	长期的評価 による環境 基準の適合 適○否×
三島市	自排三島	住				0.011	0.018	○	0.2	0.4	○
富士市	自排椿の木	住				0.014	0.023	○	0.3	0.5	○
	自排宮島	住				0.018	0.028	○	0.3	0.3	○
静岡市	自排神明	準	0.002	0.003	○	0.018	0.032	○	0.3	0.4	○
	自排丸子	住				0.011	0.019	○	0.2	0.3	○
藤枝市	自排藤枝	住				0.008	0.018	○	0.2	0.4	○
	掛川市	自排掛川	住			0.008	0.017	○	0.2	0.4	○
		R-257 (伝馬町)	商			0.010	0.020	○	0.3	0.4	○
浜松市		R-150 (相生公園)	商			0.006	0.014	○	0.2	0.4	○
		浜松螺旋状線 (安間川公園)	住			0.010	0.019	○			

(注) 有効測定局は、年間測定時間が6,000時間以上 の測定局をいう。(括弧数字は非有効測定局)

測定局名、市町名は令和3年3月31日現在（一部、年度途中で終了した測定局を含む。）

市町名	測定局	用途地域	浮遊粒子状物質		微小粒子状物質	
			(1日平均値 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下)	(年平均値 15 μg/m <sup>3</sup> 以下)	(1日平均値 35 μg/m <sup>3</sup> 以下)	(年平均値 15 μg/m <sup>3</sup> 以下)
三島市	自排三島	住	0.012	0.030	○	9.6 ○
富士市	自排塔の木	住	0.014	0.046	○	22.1 ○
静岡市	自排宮島	住	0.013	0.042	○	
藤枝市	自排神明	準	0.014	0.044	○	
掛川市	自排丸子	住	0.013	0.035	○	6.8 ○
浜松市	自排藤枝	住	0.012	0.032	○	7.9 ○
	自排掛川	住	0.012	0.033	○	7.0 ○
	R-257 (伝馬町)	商	0.015	0.038	○	8.4 ○
	R-150 (相生公園)	商	0.012	0.030	○	6.2 ○
	浜松螺旋状線 (安間川公園)	住	0.012	0.028	○	8.5 ○

(注) 有効測定期は、年間測定時間が 6,000 時間（微小粒子状物質は 250 日）以上 の測定期をいう。（括弧数字は非有効測定期）  
測定期名、市町名は令和 3 年 3 月 31 日現在（一部、年度途中で廃止した測定期を含む。）

用途地域	該当する地域
商	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域のうち、「近隣商業地域」及び「商業地域」
住	同号用途地域のうち、「第 1 種低層住居専用地域」、「第 2 種低層住居専用地域」、「第 1 種中高層住居専用地域」、「第 2 種中高層住居専用地域」、「第 1 種住居地城」、「第 2 種住居地城」及び「準住居地城」（旧「第 1 種住居専用地域」、「第 2 種住居専用地域」）に該当する地域
工	同号用途地域のうち、「工業地城」
準	同号用途地域のうち、「準工業地城」
未	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号、第 7 号及び第 9 号のいずれにも該当しない地域

